

周南市店舗等新型コロナ関連リフォーム補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の拡大防止及び感染症による生活・経済への影響緩和を図るために、店舗、事務所等のリフォーム工事（以下「工事」という。）を行う中小企業者又は個人事業主（以下「中小企業者等」という。）に対し、予算の範囲内で周南市店舗等新型コロナ関連リフォーム補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、周南市補助金等交付規則（平成15年周南市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）自身が事業の用に供している店舗、事務所、作業場その他の建物をいう。
- (2) 中小企業者 次に掲げる全てに該当する者をいう。
 - ア 申請日までに、法人等の設立又は開設届出書を市に提出している。
 - イ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の範囲に含まれる会社である。
- (3) 個人事業主 令和2年7月1日現在、市に住民登録があり、かつ、次の各号のいずれかに該当する個人事業主をいう。
 - ア 申請日までに、所得税法（昭和40年法律第33号）第144条に規定する申請書（青色申告承認申請書）を納税地の所轄税務署長に提出している。
 - イ 申請日までに、所得税法第229条に規定する開業等の届出書を税務署長に提出している。
 - ウ 申請日までに、山口県税賦課徴収条例（昭和25年山口県条例第39号）第51条に規定する事業を開始した旨の申告を知事にしている。
 - エ 申請日までに、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第4条の2第1項に規定する届出（雇用保険適用事業所設置届）を政府に提出している。
 - オ 申請日において、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する小規模企業

共済制度の加入者であって、事実上の地位を個人事業主として契約申込みを行っている。

カ 申請日において、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する中小企業倒産防止共済制度の加入者であって、企業形態を個人として契約申込みを行っている。

キ 申請日において、市内の商工会議所又は商工会に加入している。

(4) 商品券 新南陽商工会議所が発行する周南市内共通商品券をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、事業年度毎に事業所得に係る税の申告を行っており、市税に滞納がない中小企業者等（会社においては、その代表者を含む。）で、次の各号に定める要件に該当するものとする。

- (1) 申請日において事業を継続していること。
- (2) 事業の継続に当たり、感染症対策を講じる意思が確認できること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付対象としないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団員防止法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（暴力団員防止法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

(補助対象工事)

第4条 補助の対象となる工事は、次の各号に定める要件に該当するものとする。

- (1) 工事を行う施設が、市内に所在していること。
- (2) 工事を行う主たる目的が、新しい生活様式を踏まえた感染症対策であること。
- (3) 市内施工業者（市内に事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主であって申請者を除くものをいう。）に依頼して行う工事であること。
- (4) 工事金額（消費税及び地方消費税を除く。）が10万円以上であること。
- (5) 工事と区別することができる備品、消耗品等が含まれていないこと。
- (6) 第7条第1項の規定による交付決定の通知があった日以降に着工し、令和3年1月31日までに完了予定の工事であること。

(7) 市その他の機関が実施している他の補助又は支援を受けていない工事であること。

(8) 関係する法令等を遵守して行う工事であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象工事に要する工事金額（消費税及び地方消費税を除く。）に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、20万円を限度とする。

2 補助金の交付は、一部を商品券による交付とし、商品券の額面金額は、前項の規定により算出した補助金の額に10分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、周南市店舗等新型コロナ関連リフォーム補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、工事着工のおおむね2週間前までに市長に提出しなければならない。

(1) 中小企業者等であることが確認できる書類

(2) 工事見積額、工事場所が確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請受付開始日は令和2年7月22日とし、申請期限は令和2年12月28日とする。ただし、申請受付の状況から、予算上限に達すると判断した場合は、申請期限の変更を行うものとする。

3 第1項の規定による申請は1回限りとする。

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、申請書の提出があつた場合はこれを審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは周南市店舗等新型コロナ関連リフォーム補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、不適当と認めるときはその旨を書面により、申請者に通知するものとする。

(補助対象工事の内容の変更等)

第8条 前条第1項の規定により交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、交付決定を受けた補助対象工事の内容の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、周南市店舗等新型コロナ関連リフォーム補助金

交付変更申請書（別記様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により補助対象工事の内容が変更された場合においても、補助金の額は増額しないものとする。

3 市長は、第1項の申請があった場合は、これを審査し、変更することが適当と認めたときは周南市店舗等新型コロナ関連リフォーム補助金交付変更決定通知書（別記様式第4号）により、不適当と認めたときはその旨を書面により、補助対象者に通知するものとする。

（補助対象工事の中止）

第9条 補助対象者は、交付決定を受けた後、補助対象工事を中止しようとするとき、又は補助対象工事の工事金額が第4条第4号に規定する金額を下回ることが判明したときは、周南市店舗等新型コロナ関連リフォーム補助金対象工事中止届（別記様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（完了報告）

第10条 補助対象者は、工事が完了したときは、その完了した日から起算して30日以内又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに周南市店舗等新型コロナ関連リフォーム補助金対象工事完了報告書（別記様式第6号。以下「完了報告書」という。）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び交付）

第11条 市長は、完了報告書の提出があったときは、その内容を審査し、又は必要に応じ実地調査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、周南市店舗等新型コロナ関連リフォーム補助金交付確定通知書（別記様式第7号。以下「交付確定通知書」という。）により、補助対象者に通知するものとする。この場合において、審査により補助対象工事の工事金額が第4条第4号に規定する金額を下回ると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、その旨を書面により、補助対象者に通知するものとする。

2 交付確定通知書を受けた補助対象者は、速やかに周南市店舗等新型コロナ関連リフォーム補助金交付請求書（別記様式第8号。以下「請求書」という。）を市長に提出するものとする。

3 市長は、請求書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、速

やかに補助金を交付するものとする。

- 4 商品券による補助金の交付は、商品券引換券（別記様式第9号。以下「引換券」という。）によるものとし、補助対象者は、引換券を受け取ったときは、受け取った日から起算して14日以内に、引換券に記載された引換え窓口において、引換券との交換により、商品券を受け取るものとする。

（交付の決定の取消し等）

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は補助金の一部又は全部の返還を命ずることができるものとする。

- （1） 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） その他この要綱に違反したと認められるとき。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

別記様式第1号（第6条関係）

周南市店舗等新型コロナ関連リフォーム補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 周南市長

申請者 事業者所在地 : 〒

事業者名・屋号 :

代表者住所 : 〒

代表者職・氏名 :

㊦

代表者生年月日 : 年 月 日生

連絡先電話番号 :

(日中連絡がとれる番号)

中小企業者のみ記入 (中小企業者であることの確認)

業種	資本金 (出資金)	従業員数
卸売業・サービス業・小売業・その他	円	人

個人事業主のみ記入 (令和2年7月1日現在の住所地)

(上記の申請者の住所と異なる場合のみ記入)

次のとおり、周南市店舗等新型コロナ関連リフォーム補助金の交付を申請します。
申請に当たり、次の事項について誓約及び承諾します。

該当する□に必ず☑。5つの□全てに☑の場合のみ交付対象。

- 申請者（代表者を含む。）及び申請者の役員が、周南市暴力団排除条例第1項第1号及び第2号に該当しません。
- 申請の内容に虚偽や不正があると周南市が判断した場合は、補助金の返還等、周南市の指示に従います。
- 事業の開始（設立、開設又は開業の届出）後、事業年度毎に確定申告等の税の申告を行っており、申請日以後も事業を継続する意思があります。
- 事業の継続に当たり、自身と従業員及び顧客の安心と安全を確保するため、状況に応じた感染症対策を講じます。
- 申請者に市税の滞納がない**ことを誓約し、本申請の審査に係る課税及び住民登録資料の調査、確認等を周南市が行うことを承諾します。

次頁に続きます

1 交付申請の額

金 _____ 円
※ 工事見積額（消費税及び地方消費税を除く。）× 2 / 3（千円未満の端数は切捨て） → 施工業者が2社以上の場合の工事見積額は、各工事見積額の合計
※ 交付申請限度額 20万円

2 商品券の受取希望窓口（受け取り窓口を希望する□に☑。）

<input type="checkbox"/> 徳山商工会議所（栄町2丁目15号）	<input type="checkbox"/> 新南陽商工会議所（宮の前2丁目6番13号）
--	--

3 補助対象工事の内容

1	施設の所在地	
2	施設の用途	店舗・事務所・作業場・その他（ _____ ）
3	工事見積額	_____ 円（消費税及び地方消費税除く）
4	工事の内容	（予定工期： _____ 月 _____ 日（申請日から約2週間後）～ _____ 月 _____ 日）
5	申請にあたっての確認（該当する□に必ず☑。全てに☑の場合のみ交付対象） <input type="checkbox"/> 工事を行う施設は、申請者が事業のために使用する市内の施設である。 <input type="checkbox"/> 工事の主たる目的は、新型コロナウイルス感染症対策である。 <input type="checkbox"/> 施工業者は、市内の事業者（市内に事業所がある法人又は市内に住所がある個人事業主）で、かつ、申請者を除く者である。 <input type="checkbox"/> 工事見積額（消費税及び地方消費税を除く。）が、10万円以上である。 <input type="checkbox"/> 工事見積額に、工事と区別することができる備品、消耗品等が含まれていない。 <input type="checkbox"/> 市の補助金交付決定後に着工し、令和3年1月末までに完了予定の工事である。 <input type="checkbox"/> 当該工事に関して、市その他の機関が実施している他の補助又は支援を受けていない。 <input type="checkbox"/> 関係する法令等を遵守して行う工事である。 <input type="checkbox"/> 工事を行う施設が賃借物件の場合、申請者において貸主等の許可を得ている。	

4 添付資料 ※中小企業者は①②③④を提出。個人事業主は①②⑤を提出。

- ① 補助対象工事の見積書の写し（施工業者の押印がされ、工事の内容が確認できる明細が記載されたもので、かつ、施工業者が法人の場合はその所在地が市内にあること、個人事業主の場合はその住所が市内にあることが確認できるものに限る。）
- ② 着工前の現場写真
- ③ 直近の法人市民税の領収書の写し
（又は申請日までに市へ提出した法人等の設立又は開設届出書の写し）
- ④ 直近の法人税確定申告書（別表一）の写し、法人事業概況説明書（1ページ）の写し
- ⑤ 次のいずれかの書類の写し
令和01年分所得税青色申告決算書(1ページ、2ページ)、青色申告承認申告書の控え、開業届出書の控え、事業開始等申告書の控え、雇用保険適用事業所設置届の控え、小規模企業共済又は中小企業倒産防止共済の契約書、市内商工会議所又は商工会への加入が確認できる書類

別記様式第2号（第7条関係）

周南市店舗等新型コロナ関連リフォーム補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

周南市長 閣

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり
交付することを決定したので通知します。

- | | |
|----------|-----------------------|
| 1 補助金の名称 | 周南市店舗等新型コロナ関連リフォーム補助金 |
| 2 交付決定の額 | 円 |
| 3 その他 | 交付決定の額のうち |
| | ・口座振込により交付する予定の額 円 |
| | ・商品券として交付する予定の額 円 |

【 注意事項 】

- 1 この通知を受けた後に、補助対象工事の内容に変更が生じた場合は、交付変更申請書の提出が必要な場合がありますので、商工振興課（電話0834-22-8829）にご連絡ください。
- 2 この通知を受けた後に、補助対象工事を中止する場合は、速やかに対象工事中止届を提出してください。
- 3 工事完了報告書は、工事完了後30日以内又は令和3年2月10日のいずれか早い日までに提出してください。提出時に工事途中と完了後の現場写真が必要になります。着工前の写真と同じ方向から撮影をお願いします。

別記様式第3号（第8条関係）

周南市店舗等新型コロナ関連リフォーム補助金交付変更申請書

年 月 日

（宛先）周南市長

補助対象者 事業者所在地 : 〒

事業者名・屋号 :

代表者住所 : 〒

代表者職・氏名 :

㊦

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった周南市店舗等新型コロナ関連リフォーム補助金について、補助対象工事の内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

	補助対象工事の内容
変更前	
変更後	

別記様式第4号（第8条関係）

周南市店舗等新型コロナ関連リフォーム補助金交付変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

周南市長 印

年 月 日付けで申請のあった補助対象工事の変更については、次のとおり交付決定の内容を変更したので通知します。

- 1 補助金の名称 周南市店舗等新型コロナ関連リフォーム補助金
- 2 交付決定の額 円（変更後）
円（変更前： 月 日付 第 号）

交付決定の額（変更後）のうち

- ・口座振込により交付する予定の額 円
- ・商品券として交付する予定の額 円

- 3 変更の内容

別記様式第5号（第9条関係）

周南市店舗等新型コロナ関連リフォーム補助金対象工事中止届

年 月 日

（宛先）周南市長

補助対象者 事業者所在地 : 〒

事業者名・屋号 :

代表者住所 : 〒

代表者職・氏名 :

㊦

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった周南市店舗等新型コロナ関連リフォーム補助金について、補助対象工事を中止したので、届け出ます。

別記様式第6号（第10条関係）

周南市店舗等新型コロナ関連リフォーム補助金対象工事完了報告書

年 月 日

（宛先）周南市長

補助対象者 事業者所在地 :〒

事業者名・屋号 :

代表者住所 :〒

代表者職・氏名 : ㊦

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった周南市店舗等新型コロナ関連リフォーム補助金について、補助対象工事が完了したので、下記のとおり報告します。

記

工事期間	着工日 : 年 月 日 完了日 : 年 月 日
工事代金支払日	支払日 : 年 月 日 (2社以上の場合は、最後の支払いを行った日)
工事代金支払額	円 (消費税及び地方消費税を除く。)

添付資料

- 1 工事代金領収書の写し
- 2 工事途中、完了後の現場写真

※着工前と比較ができるように、着工前の写真と同じ方向から撮影してください。

※撮影した日が分かるようにしてください。

別記様式第7号（第11条関係）

周南市店舗等新型コロナ関連リフォーム補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

周南市長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定した周南市店舗等新型コロナ関連リフォーム補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

記

補助金交付確定額	円
うち口座振込により交付する額	円
うち市内共通商品券により交付する額	円

別記様式第8号（第11条関係）

周南市店舗等新型コロナ関連リフォーム補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 周南市長

補助対象者 事業者所在地 : 〒

事業者名・屋号 :

代表者住所 : 〒

代表者職・氏名 :

㊦

周南市店舗等新型コロナ関連リフォーム補助金交付要綱第11条第2項の規定により、次のとおり請求します。

補助金交付確定通知番号	年 月 日付 第 号
補助金交付確定額	円
交付請求額 (交付確定額のうち口座振込により交付される額)	円

上記請求の補助金の振込先（補助対象者名義の口座に限る。）

1 (カタカナ) 口座名義		
2 金融機関	銀行・信用金庫・農協・漁協・労働金庫	
	本店・支店・支所・出張所	
3 種別	普通 ・ 当座 (いずれかに○)	
4 口座番号		

添付資料：上記の振込先通帳の写し（カタカナで口座名義が記載された箇所）

別記様式第9号（第11条関係）

商品券引換券

第 号
年 月 日

様

周南市長 印

市内共通商品券を下記のとおり交付しますので、周南市店舗等新型コロナ関連リフォーム補助金交付要綱第11条第3項の規定により、通知します。

交付にあたっては、この「商品券引換券」との交換となりますので、交付決定を受けた事業者の方が、引換え窓口を持参してください。

記

市内共通商品券の額面	円
引換え窓口	
引換えができる期間	この通知を受け取った日から14日以内

市内共通商品券受領書

(宛先) 周南市長

上記額面の市内共通商品券について、受領しました。

年 月 日

事業者名・屋号 _____

受領者氏名（自署） _____